

令和7年度 就学援助の支給申請について

就学援助とは、経済的理由によって小・中学校への就学が困難な学齢児童の保護者に対して、市が援助をする制度です。就学援助を希望する人は、申請を行ってください。

■ 就学援助の対象者

古賀市立小中学校在籍、又は古賀市に在住し、国公立小中学校に通学されている方で次の①～④のいずれかの要件に該当する方

（生活保護を受けている世帯は、修学旅行費用のみ対象ですが、申請の必要はありません）

- ① 令和6年中の世帯の収入が生活保護基準の 1.3倍以内 の場合
- ② 令和7年度市町村民税が世帯全員非課税である場合
- ③ 児童扶養手当を受給中の場合
- ④ 令和7年4月以降、主たる生計維持者の失業や事業廃止、自宅等の被災、世帯員の疾病等により世帯の経済状況が急変し、世帯の収入が生活保護基準の 1.3倍以内 と認められる場合

■ 申請受付期間 令和7年6月2日（月）～13日（金）16時まで

- ※ 上記期間後も受付を行います、援助開始月が遅くなりますのでご注意ください。
- ※ 令和6年度に受給されていた方、令和7年度新入学児童生徒学用品費を受給された方も、新たに申請が必要です。

■ 申請方法

① オンライン申請 **NEW**

令和7年1月1日時点で古賀市に住民票がある場合のみオンライン申請が可能です。

該当する家庭のみ、③の書類をお手元に準備してください。

以下のURL または右記の二次元バーコードから申請してください。

URL : <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/C6AuryCF>



② 窓口申請

③ 郵送申請

書類不備により支給開始月が遅くなる場合があります・ご不明な点は事前にご連絡ください。

（6月13日消印分まで受付します。）

■ 申請手続きに必要な書類等 （申請書様式は、5月中旬以降から学校教育課と学校に準備します。）

- ① 「就学援助支給認定申請書兼世帯票」
- ② 「誓約・同意書」
- ③ 「児童扶養手当証書」の写し（児童扶養手当の受給者のみ）※児童手当ではありません
※ 年度途中で児童扶養手当の受給が停止した場合は、就学援助の再申請が必要となります。
- ④ 「令和7年度市県民税所得課税証明書」

※ 令和7年1月1日時点の住所が古賀市以外の方のみ提出してください。

令和7年1月1日時点の住所地の税務担当課で所得課税証明書の交付を受けてください。

（世帯内の平成17年4月1日以前生まれの方、20歳以上の方全員分が必要です。）

- ⑤ 失業・事業廃止などで家庭の経済状況が急変した場合は、それを証明する書類
- ⑥ 住民票（申請時に古賀市在住でない方のみ）

【問い合わせ・送付先】古賀市教育委員会 学校教育課 学事係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目一番一号（古賀市役所第2庁舎4階）

電話番号：092-942-1130 FAX 番号：092-944-5794

メールアドレス：gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp

裏面もご覧ください

■ 就学援助認定、支給時期〔予定〕（学校長経由で支給します）

申請受付日		6/2 ～6/13	6/16 ～8月末	9月中	10月中	～11/7	11/10～ 12月中	1月中	～2/4 (最終申請日)
援助開始月		4月分から	9月分から	10月分から	11月分から	12月分から	1月分から	2月分から	3月分のみ
判定日(結果通知)		8月上旬	12月下旬				3月中旬		
支給 日	4～7月分	8月上旬	1 2 月 下 旬						
	9～12月分								
	1～3月分	3 月 中 旬							

■ 援助内容・金額等（令和7年度年間支給予定金額）

費目別	小・中学校	対象学年	年間支給金額（予定）
学用品費・通学用品費・校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	1年生	13,230 円
		2～6年生	15,500 円
	中学校	1年生	25,040 円
		2・3年生	27,310 円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	小学校	5年生	3,690 円（交通費の実費）
	中学校	1年生	6,210 円（交通費の実費）
新入学児童生徒学用品費等 ※3月に支給を受けている場合は除く	小学校	1年生	57,060 円
	中学校	1年生	63,000 円
通学費	小学校	全学年	実費
	中学校	全学年	実費
修学旅行費	小学校	6年生	30,000 円（交通費等の実費）
	中学校	2年生	48,000 円（交通費等の実費）
学校給食費	小学校	1年生	48,128 円（実費）
		2～5年生	49,152 円（実費）
		6年生	48,384 円（実費）
	中学校	1年生	58,305 円（実費）
		2年生	57,408 円（実費）
		3年生	55,315 円（実費）

※ 年間支給予定金額は、変更になる場合があります、校納金とは内容や金額が異なることがあります。

※ 就学援助の受給の有無に関わらず、校納金は毎月学校へ納付していただくことになります。

■ 就学援助の対象となる世帯収入のめやす

①家族4人の場合	②家族3人の場合	③家族2人の場合
父(40) 母(38) 子(中1) 子(小3) 年収：370万円	父(30) 母(28) 子(小1) 年収：270万円	母(41) 子(小5) 年収：200万円
		

※ 生活保護基準額は、変更される場合があります。また、家族構成や年齢等で基準額は異なり、年収は、あくまでもおおむねの基準になりますので、詳細は学校教育課にお尋ねください。